

国内家計最終消費支出の需要側補助系列における推計方法の変更について

平成 20 年 1 月に『家計消費状況調査』（総務省）における支出関連項目の調査項目に以下 1. の変更があった。これに伴い、国内家計最終消費支出の需要側補助系列（87 目的分類）のうち、関連する目的分類について、以下 2. のとおり利用する項目を変更することとする。

それに伴い、「四半期別 GDP 速報（QE）の推計方法（第 5 版）」の該当箇所を 3. のとおり変更する。

1. 『家計消費状況調査』における支出関連項目の調査項目の変更（*1）

平成 19 年 12 月まで	平成 20 年 1 月から
38 インターネット接続機能付固定電話機	—
39 ファクシミリ付固定電話機	38 ファクシミリ付固定電話機
45 デジタルカメラ	44 カメラ（使い捨てのカメラは除く）
46 デジタルカメラ以外のカメラ	
47 デジタルビデオカメラ	45 ビデオカメラ
48 デジタルビデオカメラ以外のビデオカメラ	
—	54 有料道路料（ETC 利用）
—	55 有料道路料（ETC 以外の利用）
—	61 スポーツ施設使用料

（*1）「家計消費状況調査の結果表の変更について（平成 20 年 1 月分より）」（総務省）より抜粋

2. 対象となる目的分類

国内家計最終消費支出 87 目的分類	変更点
7305 その他の輸送サービス	従来の『家計調査』（総務省）（「有料道路料」）の利用を、標本数の多い『家計消費状況調査』（「有料道路料（ETC 利用）」、「有料道路料（ETC 以外の利用）」）の利用へ変更。
9101 ラジオ・テレビ受信機及びビデオ機器	従来の『家計消費状況調査』（「デジタルカメラ」、「デジタルビデオカメラ」、「デジタルビデオカメラ以外のビデオカメラ」）の利用を、同（「カメラ（使い捨てのカメラは除く）」、「ビデオカメラ」）の利用へ変更。
9102 写真・撮影用装置及び光学機器	従来の『家計調査』（「他の教養娯楽用耐久財」）、『家計消費状況調査』（「デジタルカメラ以外のカメラ」）の利用を、『家計調査』（「他の教養娯楽用耐久財」）の利用へ変更。
9103 情報処理装置	従来の『家計消費状況調査』（「インターネット接続機能付固定電話機」、「ファクシミリ付固定電話機」）の利用を、同（「ファクシミリ付固定電話機」）の利用へ変更。
9401 レクリエーション及びスポーツサービス	従来の『家計調査』（「スポーツ施設使用料」）の利用を、標本数の多い『家計消費状況調査』（「スポーツ施設使用料」）の利用へ変更。

3. 『四半期別 GDP 速報（QE）の推計方法（第 5 版）』の改定

四半期別 GDP 速報（QE）の推計方法（第 5 版）

項		旧（*）	新
16	1. 民間最終消費支出 (1) 家計最終消費支出 1) 国内家計最終消費支出 (a) 並行推計項目 <u>需要側推計値</u> （注）	家計最終消費支出の需要側補助系列推計に利用している「家計調査」の各品目のうち、置き換えが可能な品目について「家計消費状況調査」を用いることとする（平成 14 年 1-3 月期以降）。87 目的分類のうち、平成 16 年 10-12 月期までは 19 の目的分類で、平成 17 年 1-3 月期以降は「9201 楽器」を除く 18 の目的分類で、平成 18 年 4-6 月期以降は「9201 楽器」を加えた 19 の目的分類で「家計消費状況調査」により推計。需要側補助系列における支出額のシェアは約 17.0%（平成 16 年平均）。	家計最終消費支出の需要側補助系列推計に利用している「家計調査」の各品目のうち、置き換えが可能な品目について「家計消費状況調査」を用いることとする（平成 14 年 1-3 月期以降）。87 目的分類のうち、平成 16 年 10-12 月期までは 19 の目的分類で、平成 17 年 1-3 月期以降は「9201 楽器」を除く 18 の目的分類で、平成 18 年 4-6 月期以降は「9201 楽器」を加えた 19 の目的分類で、平成 20 年 1-3 月期以降は「9102 写真・撮影用装置及び光学機器」を除き、「7305 その他の輸送サービス」、「9401 レクリエーション及びスポーツサービス」を加えた 20 の目的分類で「家計消費状況調査」により推計。需要側補助系列における支出額のシェアは約 19.3%（平成 18 年平均）。

（*）18 年 8 月 3 日公表（家計最終消費支出の需要側補助系列における「ラジオ・テレビ受信機及びビデオ機器」及び「楽器」の推計方法の変更について）における変更を反映したもの。